

令和6年度自己点検・評価報告書

I 目的等

学則第2条の規定に基づき、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことにより、本学の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

なお、具体的な点検・評価項目については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）による大学機関別認証評価の受審を見据えて、機構の大学評価基準等を参考に内部質保証に関する規程別表第3に定めている。

II 実施対象

令和6年度の自己点検・評価にあっては、毎年度実施することとしている項目に加え、令和5年度自己点検・評価において学長から改善について指示があった取組のうち、特に継続的な確認が必要な項目を対象に実施した。対象とした項目等は以下のとおり。

領域	推進責任者	部局責任者
内部質保証	評価室	技術科学研究科長 産業技術学部長 保健科学部長 障害者高等教育研究支援センター長 事務局長
財務運営、管理運営及び情報の公表 （うちSDに関する事項）	評価室	
学生の受入	入学試験委員会 大学院入学試験委員会	
教育課程及び学修成果	教務委員会 研究科運営委員会 国際交流加速センター	
教職課程	教職課程センター	

III 実施体制

統括責任者（学長） →（指示）→ 自己点検・評価責任者（評価室長） →（実施指示）→
→ 推進責任者・部局責任者 →（報告）→ 自己点検・評価責任者（評価室長） →（報告）→
→ 統括責任者（学長） →（附議）→ 教育研究評議会・経営協議会・役員会 →（報告）→
→ 統括責任者（学長） →（改善指示）→ 推進責任者・部局責任者 →（計画策定）→
→ 統括責任者（学長） →（承認）→ 推進責任者・部局責任者 →（進捗報告）→
→ 統括責任者（学長） →（措置決定）

IV 自己点検・評価の結果

領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

内部質保証体制としては、学長を統括責任者とし、評価室長を自己点検・評価責任者、必要な組織及び委員会の長を各領域における推進責任者、各部局の長を部局責任者とし、質保証を行っている。この体制については、内部質保証に関する規程に明確に定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

内部質保証体制において必要な事項について自己点検・評価を行い、結果を踏まえた対応の計画・実施及びその進捗を確認すること並びに関係者（学生、卒業生等）からの意見聴取について、内部質保証に関する規程に明確に定めている。

【特記事項】

- ・ 入学から卒業までの支援体制とその検証

学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13 に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

これまでの様々な評価結果に加えて、自己点検・評価を行った結果抽出された課題に対して改善等の取組が適切に実施されている。

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行う際の検証は、統括責任者である学長が主宰する役員会等において推進することが内部質保証に関する規程に明確に定められており、共生社会創成学部の令和 7 年 4 月設置の際も定められた検討の過程を経て、決定している。

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用等にあつては、教員選考基準規程等を定め、必要に応じて候補者の教育研究能力に関して外部専門家の意見を聴取し、模擬授業、面接等を実施して評価を行っている。

教員の教育研究活動等に関する評価は、教員の活動状況評価に関する規程等に基づき継続的に実施し、処遇に反映させている。

授業の内容及び方法の改善を図るため、FD講演会等を組織的に実施しているほか、教育活動を展開するため、教務関係や厚生補導等を行う職員、図書館業務を行う職員、TA及びSA等を配置し、それらの職員への研修会等も実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準3-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するための取組のうち、令和5年度自己点検・評価において改善指示を行った情報セキュリティ研修について、令和6年度中にe-ラーニングとして新たに実施している。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部及び研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示している。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿って学生を確保するための入試を公正に実施している。入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価等を行い、その結果を踏まえ、より多くの受験機会を設けて入学志願者の確保につなげるため、一部の入学者選抜において出願条件の緩和を決定している。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する事項】

保健科学部保健学科鍼灸学専攻・理学療法学専攻及び保健科学部全体、技術科学研究科産業技術学専攻・情報アクセシビリティ専攻及び技術科学研究科全体において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。(0.7倍未満)

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・産業技術学部：0.93倍（産業情報学科0.93倍、総合デザイン学科0.93倍）
- ・保健科学部：0.62倍（鍼灸学専攻0.36倍、理学療法学専攻0.6倍、情報システム学科1.16倍）

[修士課程]

- ・技術科学研究科：0.63倍（産業技術学専攻0.45倍、保健科学専攻0.87倍、情報アクセシビリティ専攻0.64倍）

【特記事項】

学士課程においては、定員未充足の学部・学科等の定員を再配分する形で共生社会創成学部の設置計画を策定し、令和6年8月に文部科学省から設置を可とする通知を受けた。令和7年度からは共生社会創成学部における学生の受入れとともに、より適正な定員に見直した上で既存学部・学科等の学生の受入れを行うこととしている。

修士課程においては、産業技術学専攻では、学部学生に対して早期から研究活動に取り組める科目を開設し、プレ卒研を体験させることで大学院への進学を促進し、情報アクセシビリティ専攻では、社会人学生の利便性を高めるためにオンライン授業の実施を促進した。この結果、令和6年度の単年度の入学定員充足率においては、産業技術学専攻では0.75倍、情報アクセシビリティ専攻では1.00倍と過去5年間において最も高い充足率となり、改善の傾向が見られている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び研究科において、学位授与方針を大学等の目的を踏まえて具体的に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び研究科において、教育課程方針に①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を具体的に明示しており、学位授与方針と整合性を有している。

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準 6-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び研究科において、教育課程の編成が体系性を有しており、授業科目の内容が授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定については、法令に従い学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程等において定めている。

技術科学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、すべての学部及び研究科において、各科目の授業期間が原則として15週にわたるものとなっている。

すべての学部及び研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容を学生に対してシラバスによって明示している。

すべての学部及び研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生のニーズに応え得る履修指導及び学習相談の体制として、クラス担任及びアカデミック・アドバイザー教員を配置するとともに、障害状況の把握及び障害状況を踏まえた指導上の工夫などにより、適切な指導、助言及び支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組として、キャリア関連科目、インターンシップ科目、臨床実習科目などを実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行

う体制として、特に聴覚障害学生及び視覚障害学生に対して適切な情報保障を行いながら教育を実施する体制を整えている。

正規学生が海外で学修する機会の提供として、国際交流協定校への 5～10 日の短期派遣プログラムを異文化コミュニケーション科目として複数設けている。

【特記事項】

・学修環境における聴覚障害補償（産業技術学部）

入学時に聴覚障害特性を確認するほか、アカデミック・アドバイザー教員との面談により学修状況を確認しながら情報保障等の調整を進めている。講義においては、手話、音声、文字を組み合わせる説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進めている。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。手話等のできない非常勤講師が担当する授業については、文字通訳者を配置している。

・学修環境における視覚障害補償（保健科学部）

視覚障害者は、障害の程度によって情報の獲得方法が異なる。また、点字や読み上げなど情報の獲得方法にも個人差があるため、各学生用にカスタマイズした PC 環境を提供し、授業、実習を行っている。個々に適した環境を見つけることには、卒業後の学生が自ら効率よく仕事を進められる環境を整備できるようにする意味もある。

教材についても学生の視覚障害特性に応じてさまざまな形態で用意しており、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービスでは、依頼に基づき点訳印刷、点訳データの作成、DAISY 音訳、触図製作等、さまざまなメディアに対応している。令和 6 年度は学生の学習資料として 484 件 2,680 時間の作業を行った。また、拡大表示や読み上げなどが可能な支援機器の貸出や、1 年生対象の科目「修学基礎 A」でキャンパス等での歩行訓練を行うほか、学生がインターンシップ先等へ行くための歩行訓練を実地で行うなど、視覚障害学生が安心して修学できる基盤づくりに寄与している。

・学修環境における視覚障害補償（技術科学研究科）

聴覚障害学生への講義においては、手話、音声、文字を組み合わせる説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進める。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。視覚障害学生向けの教材については視覚障害特性に応じて、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービス等により、点訳印刷、点訳データの作成、DAISY 音訳、触図製作等、さまざまな形態で用意している。

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されているこ

と

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定し、学生便覧等を通じて学生に周知している。

成績評価分布の分析等により、すべての学部及び研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

成績評価に対する異議申立てに関する要項に基づき、すべての学部及び研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

すべての学部及び研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生便覧等を通じて学生に周知している。

技術科学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、大学院教育課程を通じて学生に周知している。

すべての学部及び研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して教授会等において組織的に実施している。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

分析項目6-8-1について、令和2年度から令和6年度の5年間の「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率の平均は、次のとおりであり、すべての学部及び研究科において相対的に低くなっている（学士課程90%未満、修士課程85%未満）ものの、基準6-8全体の状況を勘案し、基準を満たしているものと判断した。

[学士課程]

- ・産業技術学部：88.3%
- ・保健科学部：78.1%

[修士課程]

- ・技術科学研究科：84.2%

「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率が相対的に低くなっていることについては、特に産業技術学部及び保健科学部においては、学生の障害の状態の変化や、学内にない専

門分野への関心が高まった学生の意向を尊重した進路指導により退学者が生じていることが要因の一つとして考えられる。

資格の取得状況並びに就職及び進学の様子は、すべての学部及び研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、すべての学部及び研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。

【特記事項】

- ・ 不本意な留年や退学を防ぐ取組（産業技術学部、保健科学部）

障害の重度化によるものなど、学業継続に困難が生じる要因は様々であるが、以下に述べるとおり個別に適切な支援を実施し、不本意な留年や退学を未然に防ぐ取組を実施している。

新たに導入した学務情報管理システムにより、クラス担当教員及びアカデミック・アドバイザー教員が成績情報だけでなく、授業の出欠状況や異動履歴等を含めて総合的に学生の状況を把握し、連携して個々の学生に教育支援を実施している。また、学生に対する特別支援委員会において、申し出のあった学生に対する対応について審議し、授業担当教員等に対して学生の要望を踏まえた対応を要請している。メンタル面の疾病を抱えるため、対面での授業への参加が困難な学生にはオンライン受講を認め、重複障害を有する場合は通常のキャンパスごとの情報保障に加え、必要な配慮を行うこととしている。学力不足等により授業についていけない学生に対しては、補習を実施することで、学習の遅れを取り戻し、単位取得に結びつけている。

学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13 に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。

- ・ 障害学生に対する国際交流支援（産業技術学部、保健科学部、技術科学研究科）

国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。令和6年度は外部講師を招いて国際交流講演会を2回実施している。実施にあたっては、講師の使用言語から日本手話及び日本語間でリレー通訳による情報保障を行っている。また、学生や教職員を発表者とした国際学会参加報告会を行い、学生が国際会議を目指すきっかけ、及び教職員にとっても国際会議参加の意義を考える契機となっている。このほか、留学経験のある教員から学生へ自身の体験談を伝える講演会を1回開催している。

領域7 教育課程と学習成果に関する基準

基準 7-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が具体的かつ明確であり、当該計画の見直しが適切に行われていること

【評価結果】 基準 7-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の養成の目標については、具体的かつ明確に定めてホームページで公表しており、この目標を達成するための計画の策定に当たっては、「教育いばらき」等を参照して茨城県教育委員会の策定する教員育成指標等との関係性を考慮している。

学修成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた教員の養成の目標を達成するための計画の適切な見直しの取組として、教育実習内諾活動の早期化等の見直しを行った。

基準 7-2 授業科目及び教育課程が適切に編成され、必要な施設及び設備が整備された環境において教育が行われていること

【評価結果】 基準 7-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備として、すべての教室に無線 LAN を配備するほか、模擬授業用の教室の整備、教職課程センター及び図書館に関連書籍の配架等を行っている。

教員の養成の目標等と対応して必要な授業科目が開設され適切な役割分担を図るとともに、教職課程以外の科目との関連性を適切に確保している。

学生が ICT 活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、特に教育方法・技術論においてその内容を取り扱うなど、教職課程における授業科目の役割を明確にしている。

自己点検・評価の結果等を踏まえ、学生からの教職課程に関する様々な相談に対応する専任の教職アドバイザーを教職課程センターに配置し、体制の充実を図るなどの見直しを行っている。

個々の授業科目について、教員の養成の目標等に対応した到達目標を設定している。

授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学習と事後学習の内容等をシラバスに明確に記載している。

授業科目の到達目標に応じ、アクティブ・ラーニングや ICT を活用し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫を行っている。

自己点検・評価の結果等を踏まえた個々の授業科目の適切な見直しを図るため、授業評価アンケート結果を踏まえたフィードバックを各教員に求めている。

教職実践演習及び教育実習は、事前指導・事後指導を含め、教職担当教員による主体的な関与の下で適切に行っている。

基準 7-3 学習成果の把握及び可視化が適切に行われていること

【評価結果】 基準 7-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等は、履修規程等のほか各授業科目のシラバスにおいて明らかにしている。

同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講する場合の成績評価の平準化について、成績評価の際に担当教員間の協議を経ることで実施している。

教員の養成や目標の達成状況を明らかにするための情報として、教員免許取得状況及び教職への就職状況を設定し、それらの状況をホームページに掲載している。また、教職実践演習に向けて「履修カルテ」を適切に活用している。

各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映している。公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準をあらかじめ明確にしている。

基準 7-4 必要な教職員組織の体制が整備され、教職課程を担う教職員として望ましい資質及び能力を身に付けさせるためのFD・SDが適切に行われていること

【評価結果】 基準 7-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教職課程センターを設置し、全学的に教職課程を実施する組織体制を整えるとともに、教職課程認定基準で定められた必要教職専任教員数を充足している。

担当教員においては、授業担当科目に関する研究実績、学校現場等での実務経験を教育活動に反映させている。

教職課程センターに関する事務を遂行する組織を定め、必要な職員数を配置している。

教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDを適切な内容で実施し、参加者を確保している。

個々の授業科目の見直しにつながるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートを実施している。

基準 7-5 法令にもとづくもののほか、学習成果に関する情報及び自己点検・評価に関する情報公表が適切に行われていること

【評価結果】 基準 7-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

ホームページを通じて、法令に定められた情報公表を適切に行っている。

ホームページを通じて、教員免許取得状況、教職への就職状況及び教員免許取得者のインタビュー記事等を掲載することにより、必要な資質・能力を備えた学生を育成できていることを説明している。

根拠となるデータ等を示しつつ、ホームページにおいて自己点検・評価書を公表してい

る。

基準 7-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 7-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

全学的に教職課程をつかさどる教職課程センターにおいて履修指導や進路指導を実施している。

ホームページを通じて教職課程に関する積極的な情報提供を実施し、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れている。

模擬授業用の教室の整備や教職課程センター及び図書館での教職関連の書籍の配架など、必要な施設・設備を整えた上で、学生の学修意欲を喚起するような適切な履修指導を行うとともに、その過程において「履修カルテ」を適切に活用している。

教職担当教員によるキャリア支援に関する指導に加え、教員採用試験案内等を配架した教員採用・進路コーナーを活用し、学生に教職への入職に関する情報を提供している。

基準 7-7 関係機関等との連携が適切に行われていること

【評価結果】 基準 7-7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教育委員会や各学校法人との連携・交流について、つくば市教育委員会への情報収集、茨城県社会福祉協議会事務担当者会議への参加等を通じて、地域の教育課題や学校現場のニーズを把握するとともに、日本教育大学協会へ加入し教育政策の動向や他大学における取組等について情報を収集することで、教育課程の充実を図っている。

教育実習を実施する学校との連携・協力について、実習協力校との連携のほか、学生が希望する学校での実習が可能となるよう大学として必要な支援を行い、実習校の担当教諭との綿密な連絡調整を実施している。

学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するために学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用している。

以上